

■第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

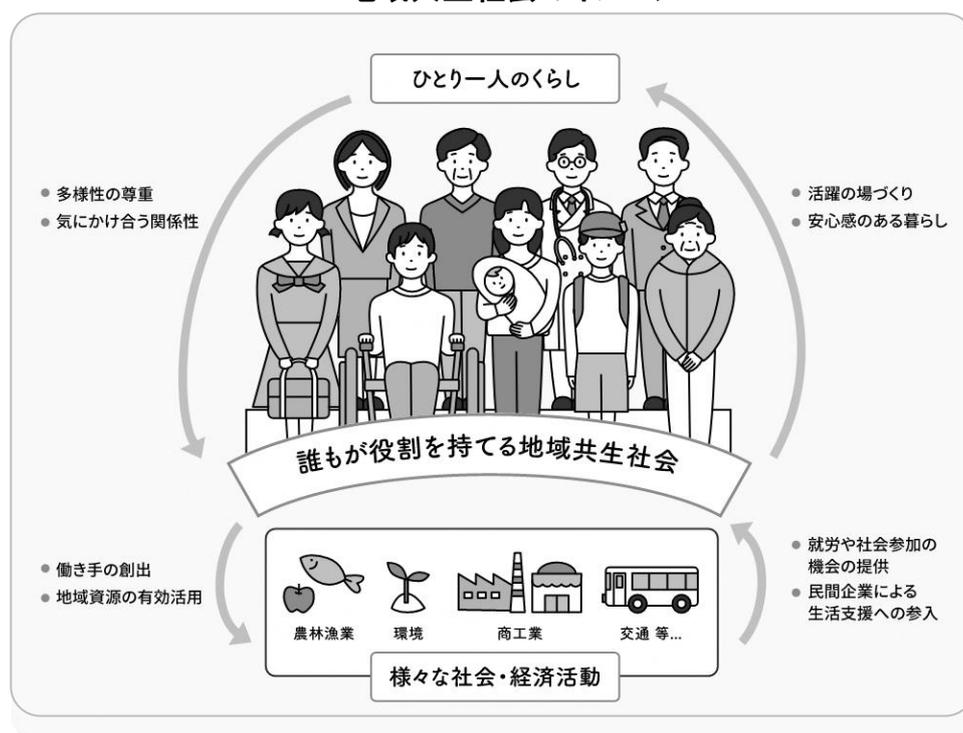
(1) 計画策定の背景

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展、家庭や地域でお互いに助け合う相互扶助の低下、個人の価値観の多様化や地域のつながりづくりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変容しつつあります。これにより、地域ではひきこもり、孤独死、生活困窮者、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題などの新たな福祉課題が発生しており、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間で課題を抱えた方が適切な公的支援を受けられないという問題が起きています。

また近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し社会的な孤立感が高まるなど、市民の生活に大きな影響を及ぼしています。このような中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスのみで支えることは難しく、地域住民や関係団体、社会福祉協議会が共通の認識のもと協働して、様々な支え合いや助け合いの活動に取り組んでいくことが必要となっています。

国においては、平成28(2016)年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会のイメージ



地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29(2017)年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、社会福祉法が改正され、地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制作り(第106条の3)と、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。(第107条)

「社会福祉法」の一部改正（地域福祉計画関係の主な規定）の要旨

(平成 30 年 4 月施行)

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加（第4条関係）
- 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めるものとする。（第106条の3関係）

また、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3(2021)年4月から施行されています。(第106条の4)

重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省

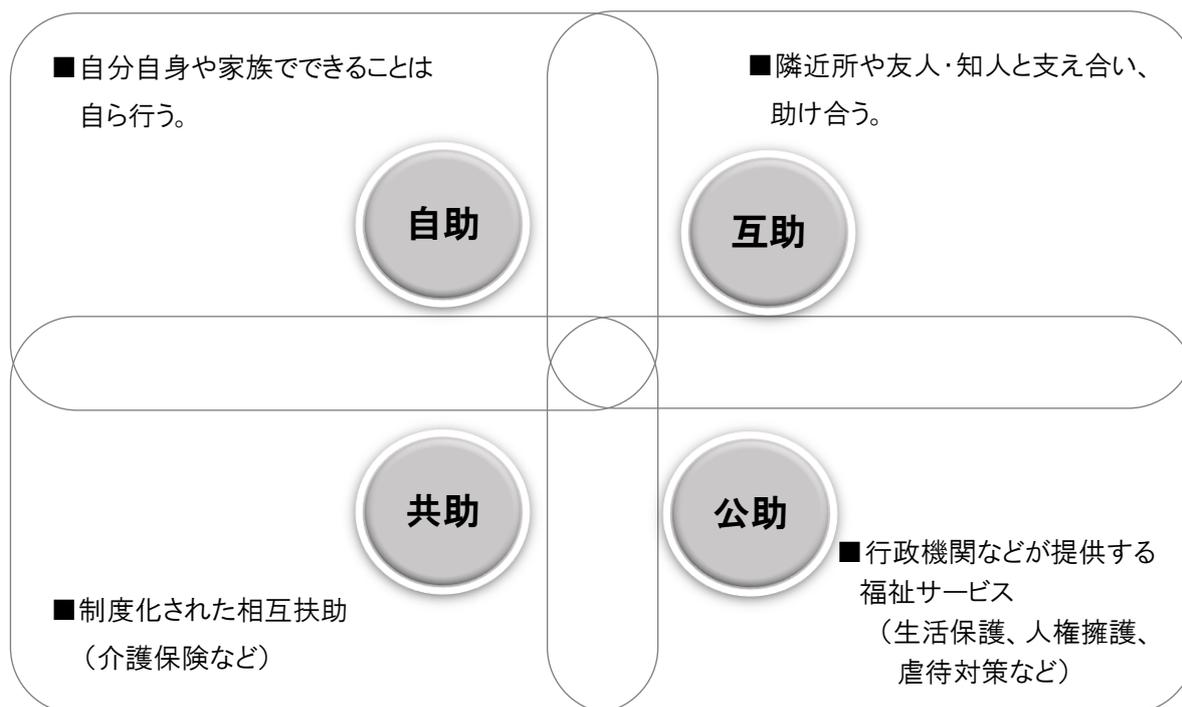
(2) 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」とは、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者が、年齢や属性に関わらず、それぞれの地域においてだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民・地域を中心とした様々な主体が協働のもと、地域で支援を必要としている方の様々な困りごとや不安を、ともに支え合い、助け合いながら、市民一人ひとりが地域における福祉課題の解決に向けて取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、自分ができることは自分で取り組み社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」、社会保障制度等の「共助」、行政による「公助」が連携・協力によって解決する取り組みが必要です。

本市では、「互助」、「共助」は住民が互いに支え合うという理念が共通していることから、本計画では「互助・共助」という表記をします。

「自助」、「互助・共助」、「公助」



資料:「地域包括ケア研究会報告書」(平成 25 年3月)をもとに作成

(3) これまでの策定状況と新たな計画について

これまで本市では、市としての施策や考え方を位置づけた「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)の取組みを位置づけた「地域福祉活動計画」に基づき、3期にわたって地域福祉を推進してきました。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人のつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域での福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

複雑化・複合化した地域課題が増加する中、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、市と市社協の連携を深めながら、実効性の高い施策を展開する必要があります。そのため、新たな計画では、これまでそれぞれに策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画を統合し、ひとつの「地域福祉推進計画」として策定します。

【 海津市地域福祉計画・海津市地域福祉活動計画の概要 】

海津市地域福祉計画 【策定主体：海津市】

- 「自助」、「互助・共助」、「公助」の活動を通じて、地域住民や関係団体など多様な主体が、それぞれの役割において、お互いに力を合わせる関係づくりや福祉の仕組みづくりを行うための計画

海津市地域福祉活動計画 【策定主体：市社協】

- 市社協が中心となり策定する、地域福祉の具体的な取組み内容を定めた民間の行動計画

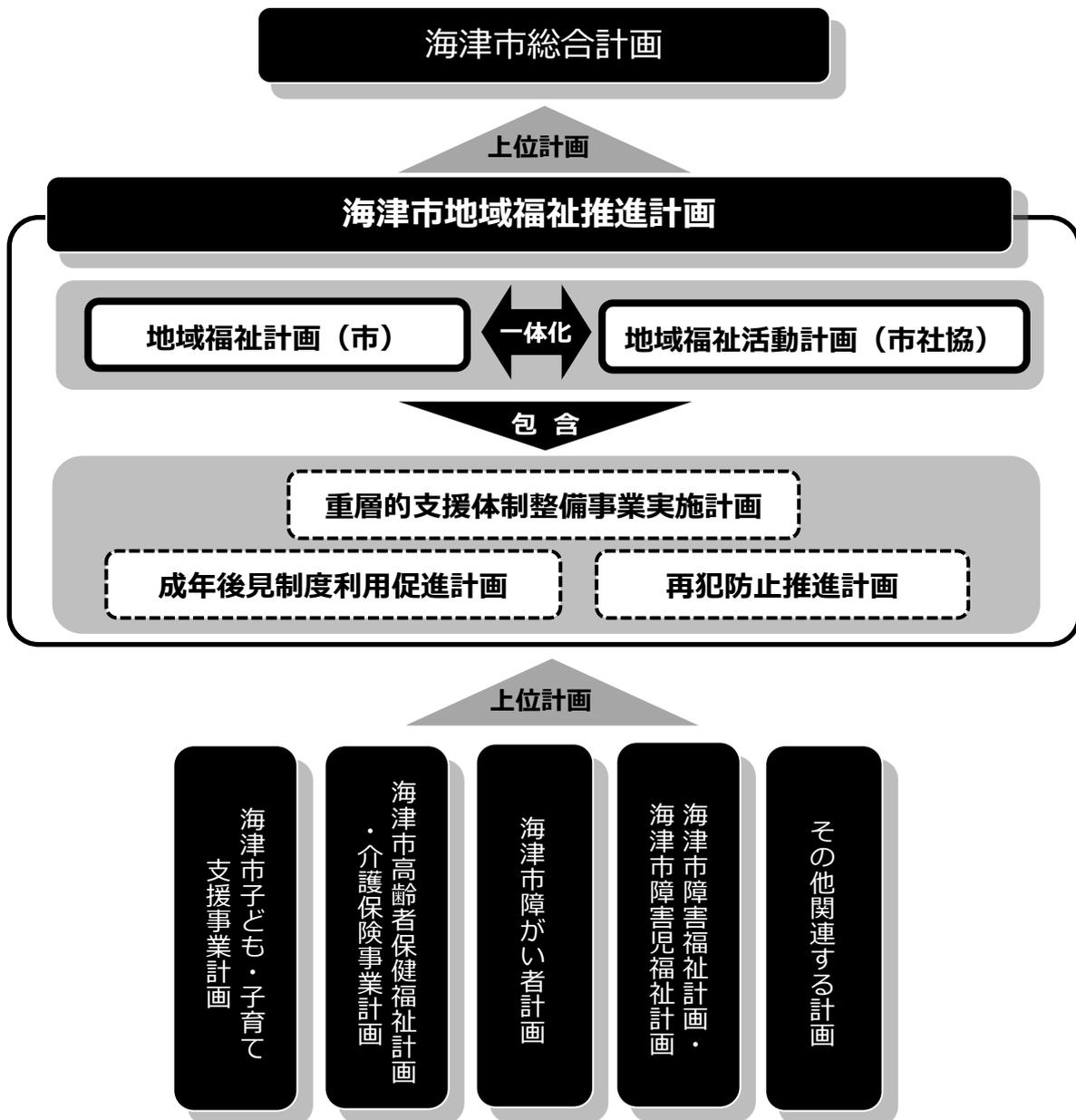
2 計画の位置づけ

本計画は、海津市総合計画を上位計画とし、福祉の各分野における共通事項を定め、他の分野別計画の上位に位置づけます。

また、本計画においては、社会福祉法第106条の5に基づき「重層的支援体制整備事業実施計画」に加え、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

加えて、本計画は、国の示す「市町村地域福祉計画ガイドライン」に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者計画」などの地域福祉の視点や理念・方針・推進方向を明示し、地域における展開を総括する役割を持ちます。

計画の位置づけのイメージ



【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度は、認知症や障がい等の理由により財産管理や日常生活に支障がある方を支援するための制度で、その利用促進と事務の円滑化を図るため、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

同法第14条第1項では、国の成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力することとしています。

【成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方】

- ① 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進
- ② 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものとして、以下を基本として成年後見制度の運用改善等を実施
 - ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用
 - ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備
 - ・成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実、任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を実施、不正防止等の方策を推進
- ③ 必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるように、福祉と司法の連携強化

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月）

及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月）より作成

【再犯防止推進計画】

また国において平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29(2017)年12月には、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけではなく、地方公共団体にもあること(第4条)が明記され、都道府県及び市町村に対し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務(第8条第1項)が規定されています。現在、岐阜県では、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪をした者が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することを目的に、平成31(2019)年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定しています。

【国の再犯防止推進計画 5つの基本方針】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

資料：法務省「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月)より作成

【 岐阜県再犯防止推進計画 施策体系 】

- ① 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化
再犯防止推進協議会の設置による関係機関の連携強化 等
- ② 支援制度の活用促進
必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援 等
- ③ 支援協力者の確保・支援
犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援
- ④ 県民への啓発活動
県民の理解を得るための啓発活動

資料：「岐阜県再犯防止推進計画」(平成 31 年 3 月)より作成

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、社会情勢や国・県等の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
市	第3期海津市地域福祉計画 (平成30～令和4年度)					海津市地域福祉推進計画 (令和5～9年度)					第2期海津市地域福祉推進計画
	第3次海津市地域福祉活動計画 (平成30～令和4年度)					第4期海津市地域福祉計画 第4次海津市地域福祉活動計画					

4 SDGsとの関係

平成27(2015)年9月の国連サミットで、「地球上のだれひとりとして取り残さない」を基本理念としたSDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。

わが国においても、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、各種施策を推進しています。

本計画においても、地域共生社会に向けた施策を推進することで、SDGsの達成を目指します。

SDGsの17目標

